

諮問庁：金融庁長官

諮問日：平成30年6月22日（平成30年（行個）諮問第106号）

答申日：平成31年1月15日（平成30年度（行個）答申第168号）

事件名：本人の個人情報に対するアクセス記録等の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる本件対象保有個人情報1及び本件対象保有個人情報2（以下、併せて「本件対象保有個人情報」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定について、本件対象保有個人情報2を保有していないとして不開示としたことは妥当であるが、本件対象保有個人情報1を保有していないとして不開示としたことは、取り消すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成29年3月24日付け金総第1833号により金融庁長官（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

保有個人情報は開示する義務がある。

記録のねつ造・改ざんには必ず「基になる情報」を保有している必然がある。

金融庁は、私が送った文書、録音した通話内容等を「すべて保有」している。

情報を全て保有していないと「過去に遡り」ねつ造・改ざんができないのである。

記録の改ざんを行った情報は、全て保有している。繰り返し記録の改ざんを行っている。

過去の発言と整合性のある嘘をつく必要がある。金融庁と特定法人Aの、嘘が明確になる情報の隠ぺいと隠滅を行う必要がある。

保有している情報と記録を、嘘をついて開示しないことは違法である。

行政庁において、誰が確認（判断）したのか、誰が実行（実施）したのか、誰が補正を命じたのが、誰が裁決したのか情報と記録を保有していないわけがない。誰が責任者か開示するように申し立てます。

「金融庁は事実を公表していない。」行政行為に明確な瑕疵がある。

金融庁は「故意に」行政庁として不適切な行為を「組織的」に繰り返している。

行政は、国民に嘘をついてはいけない。国民を欺いてはいけない。

法令等遵守の疑義に関する情報を開示請求している。

アクセス記録は存在している。どのような画面が表示されるのか情報は存在している。

(2) 意見書

金融庁の理由説明書に記載している内容は、行政庁として、ありえない内容である。

起きた出来事は事実である。行政には説明責任がある。

そもそも、どうやって個人情報をも特定したのかを説明することはできる。情報がある。

どのような検索結果が出るのかも再現ができる。情報を開示することができる。

「保有している文書」は同一であることが、法の前提としてある法令等遵である（原文ママ）。

平成26年3月13日の時点で存在した情報（伝達）が、開示した事績管理簿と伝達に該当する情報が存在しない理由を説明する義務がある。

何故、個人情報とその都度違って一度も一致していないのか、説明する義務がある。

私は明確な根拠を述べて、金融庁は記録の改ざんを行ったと申し立てている。金融庁には立証責任がある。開示できる情報、保有している情報を開示するように申し立てます。

問い合わせに対して一切返答がないので開示請求をしている。

記録の改ざんの手口は、金融庁による自作自演の犯罪行為である。改ざんのための手口も体制も明らかになっている。

金融庁が改ざんを計画して、金融サービス相談員が嘘をつくことで記録の改ざんを実行する。金融庁による、自作自演の犯罪行為の説明は、金融庁がしなければならない。

金融庁には説明責任と、立証責任がある。保有している情報を開示するように申し立てます。

第3 諮問庁の説明の要旨

審査請求人が、処分庁に対して行った平成29年3月5日付け保有個人情報開示請求に関し、処分庁が、法18条2項に基づき、同月24日付け

金総第1833号において不開示決定（原処分）をしたところ，これに対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）があったが，以下のとおり，原処分を維持すべきものと思料する。

1 原処分について

原処分は，本件対象保有個人情報に記載された行政文書を保有していないことから不開示とする旨の決定を行った。なお，原処分の本文記載の「平成29年1月31日」は「平成29年3月6日」の記載誤りである。

2 原処分の妥当性について

(1) 本件対象保有個人情報1について

ア 開示請求書においては，開示を請求する保有個人情報として「金融庁の監督局，検査局，総務企画局の保有している審査請求人の個人情報の全てに対するアクセス記録」との記載（以下「本件記載」という。）がある。本件記載から特定できる保有個人情報の範囲は観念的には一応明確であるものの，一般的に行政機関の活動は多種多様であって，行政機関が保有している保有個人情報の量等に照らせば，本件記載のみでは保有個人情報の特定として不十分であると考えられる。

しかしながら，開示請求書には本件記載に続けて「アクセスの過程の画面や，アクセスした際の表示画面の開示」との記載があることから，「アクセス記録」として具体的には審査請求人の個人情報に対する「アクセスの過程の画面」及び「アクセスした際の表示画面」，すなわちこれらの画面を印刷し又は電磁的記録として保存したものを請求していると解される。

さらに，審査請求人は，開示請求書別紙に詳細として，金融サービス利用者相談室（以下「相談室」という。）の事績管理簿に記載された審査請求人の氏名等の個人情報及びその検索について主張した上で，相談対応時に表示されていた画面，具体的には平成26年3月13日事績管理簿に「相談員がアクセスして，画面に表示されていた情報の開示」と記載するなどしている。このような記載をあわせれば，審査請求人は，「審査請求人の個人情報」として事績管理簿に記載されたものを請求し，アクセス記録として相談対応時の表示画面等を求めていると解される。

イ 本件対象保有個人情報1の存否について

事績管理簿は，エクセルにより一覧形式で作成されており，当該エクセルファイルを開くことが事績管理簿へのアクセスを意味するものと考えられる。事績管理簿へのアクセスは，相談対応時などにおいて日常的に行われているものであって，審査請求人の相談対応時どのような画面が表示されていたか不明である。また，そもそも事績管理簿に係る「アクセスの過程の画面」及び「アクセスした際

の表示画面」は、行政文書として保存する性質のものではないため、通常、これらの画面を印刷したり、電磁的記録として保存することはない。

審査請求を受け、念のため、審査請求人の相談対応時の事績管理簿に係る「アクセスの過程の画面」及び「アクセスした際の表示画面」について、これらの画面を印刷したものや電磁的記録が保存されていないか、担当部署の執務室、書庫及びパソコン内の職員共用の保存場所の探索を行ったが、その保有は確認できなかった。

よって、本件対象保有個人情報1は保有していない。

(2) 本件対象保有個人情報2の存否について

審査請求人は、「金融庁は個別に『想定問答』や『台本』を作成して、「金融サービス相談員に記録の改ざんを指示している」旨主張して「相談員に改ざんを指示している文書」、あるいは「立入検査実施中に利害関係者と口裏をあわせて違法な検査を行った」旨主張して「特定法人Aと通謀している記録」及び「隠ぺいのために部局間で共謀した記録」があることを前提として本件対象保有個人情報2の開示を求めているが、金融庁において、審査請求人が主張するような事実は認められず、そのような情報が記載された文書は、そもそも作成又は取得の前提を欠くため、保有していない。

5 結語

以上のとおり、原処分は妥当であると認められることから、諮問庁は、これを維持するのが相当であると思料する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年6月22日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年7月23日 審査請求人から意見書を收受
- ④ 同年12月5日 審議
- ⑤ 平成31年1月10日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報等について

本件開示請求に対し、処分庁は、本件対象保有個人情報を保有していないとして、不開示とする原処分を行った。

これに対して、審査請求人は、不開示とされた本件対象保有個人情報の開示を求め、諮問庁は、原処分を維持することが妥当であるとしているので、以下、原処分の妥当性について検討する。

2 原処分の妥当性について

(1) 本件対象保有個人情報1について

ア 本件対象保有個人情報1の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は次のとおり説明する。

(ア) 本件対象保有個人情報1は、本件記載の文言のみを解釈すると、監督局、検査局、総務企画局において保有している開示請求者（審査請求人）の保有個人情報全てに対するアクセス記録等を対象としていると考えられ、その範囲は観念的には一応明確であるものの、当該部局の活動は多種多様であって、また、開示請求者が、当該部局が行っている業務に関連して、相談、意見提出、開示請求等を多数繰り返している状況を踏まえ、当該部局が保有している開示請求者の保有個人情報の量等に照らせば、本件記載のみでは保有個人情報の特定として不十分であると考えられる。

(イ) しかしながら、本件開示請求書の別紙には本件記載の他に、相談室の事績管理簿に記載された審査請求人の氏名等の個人情報及びその検索について主張した上で、「特定年月日相談員Aがアクセスして、画面に表示されていた情報の開示」との記載があることから、開示請求者は、当該年月日に相談員Aが開示請求者の相談に対応した際に参照した、事績管理簿に記載された審査請求人の個人情報にアクセスした記録、すなわち当該相談時に表示されていた画面を印刷したものや電磁的記録として保存したものを請求していると解し、当該保有個人情報について探索等を行った。

(ウ) 上記（イ）の判断に当たり、開示請求者に対し、求補正や開示請求内容の確認は行っていない。

イ 以上を踏まえ、以下検討する。

(ア) 本件開示請求は、金融庁監督局、検査局、総務企画局において保有している開示請求者（審査請求人）の保有個人情報全てに対するアクセス記録の開示を求めるものであり、当該部局が保有している開示請求者の保有個人情報の量に照らせば、本件記載のみでは、保有個人情報の特定として不十分である、とする諮問庁の上記ア（ア）の説明は首肯できる。

次に、諮問庁は、本件開示請求書の別紙の記載を基に、上記ア（イ）のとおり本件対象保有個人情報1を特定したと説明する。しかしながら、本件開示請求書には、その意図が判然としない部分があるものの、他の年月日の事績管理簿に記載された開示請求者の氏名の表記の差異や、金融庁の複数の部局における開示請求者の保有個人情報の検索の仕方への疑問、金融庁が記録の改ざんを繰り返しているとの意見などが記載されており、本件においては、開示請求者は、「特定年月日に相談員Aが開示請求者の相談に対応した際に参照した、事績管理簿に記載された審査請求人の個人情報にアクセ

スした記録」以外の文書の開示を求めていると解することも十分に可能である。

(イ) そうすると、処分庁が、上記ア(ウ)のとおり求補正や開示請求内容の確認を行わないまま、上記ア(イ)のとおり開示請求者が開示を求める保有個人情報を解釈し原処分を行ったことは不当といわざるを得ない。

(ウ) したがって、審査請求人に対し、補正の参考となる情報を提供するなどして開示請求をする保有個人情報を特定するに足りる事項について補正を求め、改めて保有個人情報の特定を行い、開示決定等をすべきである。

(2) 本件対象保有個人情報2について

ア 本件対象保有個人情報2の保有の有無等について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は次のとおり説明する。

(ア) 審査請求人は、「金融庁は個別に『想定問答』や『台本』を作成して、金融サービス相談員に記録の改ざんを指示している」、「立入検査実施中に利害関係者と口裏をあわせて違法な検査を行った」旨主張して本件対象保有個人情報2の開示を求めているが、金融庁において、審査請求人が主張するような事実は認められず、そのような情報が記載された文書は、作成又は取得の前提を欠くため、保有していない。

(イ) その他、審査請求人の個人情報について、漏えい、滅失又はき損した事実は確認されていない。

イ 上記アの説明に不自然な点はなく、本件対象保有個人情報2を保有していないとする諮問庁の説明を否定するに足りる事情は存しない。

以上によれば、金融庁において本件対象保有個人情報2を保有しているとは認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 付言

本件不開示決定通知書には、不開示とした理由について、「請求に係る保有個人情報が記載された行政文書は、当庁において保有していないことから」と記載されているところ、一般に、保有個人情報の不存在を理由とする不開示決定に際しては、単に保有個人情報を保有していないという事実を示すだけでは足りず、保有個人情報が記録された行政文書を作成又は取得していないのか、あるいは作成又は取得した後に廃棄又は亡失したのかなど、なぜ当該保有個人情報が存在しないかについても理由として付記することが求められる。

したがって、原処分における理由付記は、行政手続法 8 条 1 項の趣旨に照らし、適切さを欠くものであり、処分庁においては、今後の対応において、上記の点に留意すべきである。

5 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、金融庁において本件対象保有個人情報 2 を保有しているとは認められないので、これを保有していないとして不開示としたことは妥当であるが、本件対象保有個人情報 1 について、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するなどして開示を請求する保有個人情報を特定するに足りる事項について補正を求め、改めて保有個人情報の特定を行い、開示決定等をすべきであることから、取り消すべきであると判断した。

(第 4 部会)

委員 山名 学, 委員 常岡孝好, 委員 中曽根玲子

別紙（本件対象保有個人情報）

1 本件対象保有個人情報 1

金融庁の監督局，検査局，総務企画局の保有している私の個人情報の全てに対するアクセス記録の開示。アクセスの過程の画面やアクセスした際の表示画面の開示。

2 本件対象保有個人情報 2

私の個人情報（文書）の漏洩，捏造・改竄，破棄に関わる情報の開示。大臣目安箱に送った文書は，法令等遵守に関する文書である。法令等遵守に関する文書を破棄している。

検査局総務課検査情報受付窓口へ送った情報を相談員Aは知っていた。私が何度も相談していることを相談員Aは知っていた。検査局は，検査局総務課検査情報受付窓口へ送った情報を全て特定法人Aに漏洩している。監督局は伝達と称して特定法人Aと通謀して，庁内の記録を改竄している。

金融庁は個別に「想定問答」「台本」を作成して，金融サービス相談員に記録の改竄を指示している。相談員に記録の改竄を指示している文書の開示。開示請求に対して開示する文書を捏造・改竄している。

全部開示の文書に不開示部分がある。17件開示請求に対して16件しか措置の通知をしないと開示の不正も含まれる。宛先を不開示にするように指示している文書がある。